

資料に記載している用語について

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態

【厚生労働科学研究「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」】

① 狭義のひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・近所のコンビニなどには出かける
② 準ひきこもり	趣味の用事のみときだけ外出する
③ 広義のひきこもり	① + ②

【内閣府平成 22 年 2 月「若者の意識に対する調査（ひきこもりに対する実態調査）」】

若年無業者（ニート）

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者【厚生労働省】

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの【文部科学省】